## 第九管区海上保安本部公示第33号

水路業務法 (昭和 25 年法律 102 号) 第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和3年7月14日

第九管区海上保安本部長

白石 昌

両津港から加茂湖の水路測量

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
  - 名 称 新潟県佐渡地域振興局
  - 住 所 新潟県佐渡市相川二町目浜町 20-1
- 2 水路測量を実施する区域及び期間

区 域 両津港から加茂湖地内(付図に示すとおり)

期 間 令和3年7月26日から令和3年8月24日

3 水路測量の実施方法

GNSSにより測位し、音響測深機による測深を行う

4 航行船舶に対する安全措置

作業船は、水路業務法施行規則(昭和25年運輸省令第55号)第6条に定

める白紅白の標識を掲げる。





